



今回は、令和4年4月1日より改正施行される健康保険法についてのお話となります。特に傷病手当金の給付日数のカウントが大きく変更になりますのでご注意ください。

令和4年4月1日健康保険法改正について

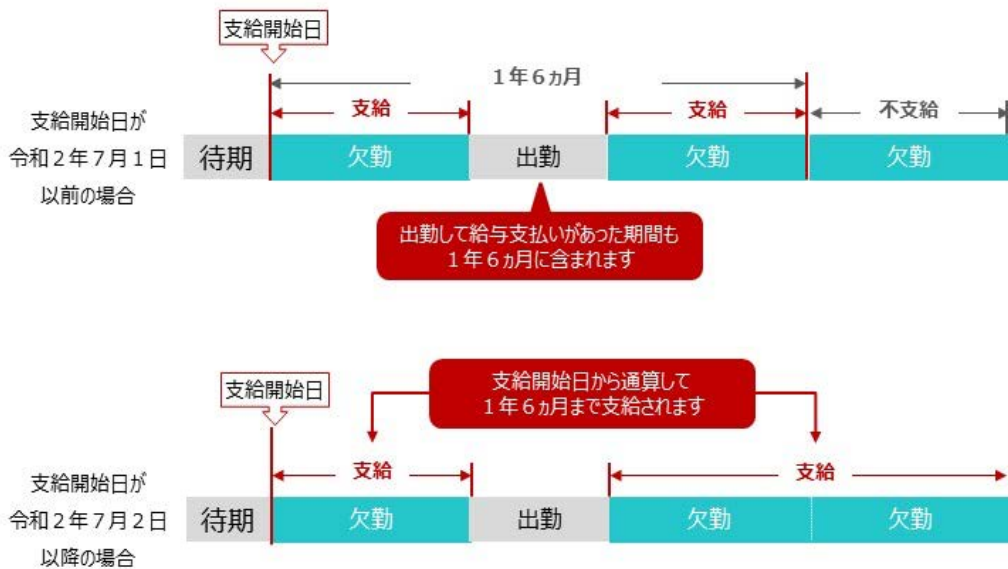
社労士法人ミナジ

令和4年1月1日から施行される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、傷病手当金の支給期間及び任意継続被保険者の資格喪失事由の見直しが行われます。

また、産科医療補償制度の掛金の引き下げに伴い、出産育児一時金の金額も一部変更となります。改正法等の主要内容は以下をご覧ください。

■傷病手当金の支給期間が通算化されます

傷病手当金が支給される期間は、令和4年1月1日より、支給を始めた日から通算して1年6ヵ月が変わります。ただし、支給を始めた日が令和2年7月1日以前の場合には、これまでどおり支給を始めた日から最長1年6ヵ月です。



引用：全国健康保険協会

以下、傷病手当金の支給期間の通算化についての厚労省のQ & Aです。

Q 今回の法改正により、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、「その支給を始めた日から通算して1年6か月間」となるが、1年6か月間とは何日間であるのか。

A 初回の申請から3日間の待期待期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6か月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定する。
当該支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中で傷病手当金が支給されない期間（以下「無支給期間」という。）がある場合には、当該無支給期間の日数分について支給期間は減少しない。

以下のケースにおいて傷病手当金の申請がなされた場合、傷病手当金の支給期間および支給満了日はどうなるのか。

Q 例) 1. 令和4年3月1日～4月10日 労務不能（支給期間〔待期を除く〕：38日間）
2. 令和4年4月11日～4月20日 労務不能（支給期間：10日間）
3. 令和4年5月11日～6月10日 労務不能（支給期間：31日間）

上記のケースにおいては、令和4年3月1日から3日までの3日間の待期待期間を経て、令和4年3月4日が傷病手当金の支給開始日となり、支給期間は令和5年9月3日までの549日間となる。

A 1の支給期間（38日間）後、残りの支給日数は511日、
2の支給期間（10日間）後、残りの支給日数は501日、
3の支給期間（31日間）後、残りの支給日数は470日、となる。

このように計算していったら、残りの支給日数が0日となる日が支給満了日となる。

■任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されます

任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を加入する協会けんぽ都道府県支部に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月1日にその資格を喪失します。

令和4年1月1日より資格喪失を希望する旨の申出が可能となるため、申出による資格喪失日は最も早くて令和4年2月1日となります。

■出産育児一時金の支給額の内訳が変わります

産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は40.8万円に引き上げられました。なお、令和3年12月31日以前の出産の場合はこれまでどおり40.4万円となります。

産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に産んだ場合の支給額	1児につき 42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で産んだ場合の支給額	1児につき 40.8万円 (※令和3年12月31日以前の出産の場合は40.4万円)
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で産んだ場合の支給額	1児につき 40.8万円 (※令和3年12月31日以前の出産の場合は40.4万円)

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>